

## 岡山県人権教育推進委員会第4回会議のまとめ

日 時： 平成13年7月26日(木)

本日は前回の会議を踏まえて、「同和教育行政の喫緊の課題」ということに絞って御協議をお願いします。岡山県人権政策推進指針を踏まえて同和教育基本方針を検討していきたいと思います。基本的には従来の基本方針を大切にし、指針の内容を盛り込んだものに改訂していく場合、どういう点をどのようにすればいいのか具体的な論議をしていただきたい。それでは、「今後の同和教育行政の在り方について」を事務局の方から御説明をお願いします。

それでは、前回の説明の確認ということで、同和教育基本方針について説明させていただきます。このことについては、改訂の方向で審議していただいておりますが、その要点は、いわゆる地対財特法が今年度末失効することから、「法律名」、「特別の」、「同和地区」等の文言を検討する必要があるのではと考えます。「特別の」、「同和地区」等については、国の動向を踏まえる必要がある部分もありますが、皆様の御意見をいただきたいと考えます。また、同和地区に限定した特別の対策・事業はできなくなるということからしますと、具体的指針の5や9も課題になってくると考えます。

2点目は、推進指針を踏まえて改訂を検討していただきたいということです。

第1点は基本方針の中に使われている言葉が、法がなくなることで「同和地区」の表現をどうしたらよいかということです。「特別の」という言葉が特別措置法との関連で使われていますが、これをどのように扱ったらよいかという用語の問題です。このことについては、国ではこれをどう考えているんですか。

国の方では、まだ「同和地区」といった文言についてどのようにするかといったようなことは、示されていません。

将来、示されるかどうかわかりませんが、私どもとしては、独自に判断していけばいいわけですね。「同和地区」という表現が、法律の失効時点においてもそのまま通用するものか、それとも法を前提として存在したため、妥当でないと考えべきなのか。

同和教育は今後も必要だというみなさんのお考えからいきますと、今回、同和教育基本方針を大きく変えると混乱を招く心配があります。変えるのであれば抜本的に変え、岡山県下の学校なり関係者のところで十分に理解を得るという手続

きを踏まないと、急いで変えることは混乱を招くと考えます。「同和地区」という言葉について調べてみましたが、法律用語ではありませんでした。法律では「対象地域」という言葉が使われています。「同和地区」という言葉は、当面、国の状況をみるということも含め、このまま使ってもいいのではないかと思います。法がなくなるわけですから、基本方針の語句としては再検討すべきだと思いますが、これも大きく変えるのではなく出来るだけ必要があれば言葉を消す程度に考えられないでしょうか。「特別の」という文言もありましたけれど、今まで法律をもとに特別対策をやってきたことを指すとすれば、これも消す程度で整合性がどうか検討する程度で良いのではないのでしょうか。

学校現場で子どもたちを指導する上で「同和地区の児童生徒」という言い方をする場合もありますが、果たしてどこが同和地区なのかと言われるとそれはわれわれにとってもここからここまでですよというのはわかりません。学校現場とすれば、この言葉を使うのは難しいと考えます。

現実に差別がなくなったわけではないのだから差別を受けている人々があり、その地域が現実にあるとするならば、法律がなくなったから実態もなくなったというわけにもいかないでしょう。そうすると「部落」という言葉も、「同和地区」という方が、言葉の中に差別をなくしていこうという願いが込められている表現だと私は思います。その言葉自体が将来に差別を温存させるというものではないと思います。

基本方針につきましては、我々、同和教育を進めていく上でよりどころにしてきたということで、大きく変化させていくということについては問題があると思います。法がなくなるということで、基本方針の中に法からきている文言等があればこれはいくらか変えていかななくてはいけないと考えます。「同和地区」という言葉については、法がなくなった後、同和地区をどう説明するかということがとても難しい問題です。

同和教育基本方針の中の「同和地区」と書いてあります部分。具体的指針の5番とか9番の部分は地域を限定した形の施策の意味あいを表しています。推進指針の中に岡山県の今後の方策を示しているわけですが、この中に「基本方針」という項目がございます。そこには、「県では平成8年10月に策定した『今後の同和対策の推進指針』に基づき各種施策を推進していますが、現行の『地対財特法』が平成13年度末で期限切れとなることから、今後の同和行政は、差別の解消に向けて一般対策で的確に対応していきます」と。ここに影響を受けているわけです。特別対策というのは地域を限定した施策であったけれども、今後は一般対策で的確に対応するというので、この文言がどうかということが問題になっております。

同和地区については、実態としてなかなか把握しにくいことが当然あります。しかし、現在までは学校における日常の教育活動の中で把握できる範囲で同和地区の児童・生徒についての把握をしてきたということがあります。そういうことで考えれば不可能なことではなく、言い替えられる言葉があれば変えたらいいということも私も分かるのですが、基本方針を大幅に変更しないということ的前提に考えれば、別の言葉で言い替える必要はないと思います。

基本的にはこの推進指針とのかねあいの中で、これまでの基本方針を堅持しながら、人権教育推進の中に同和教育をどう位置づけるかとした際に、現行の基本方針の語句と位置づけの問題で、ある程度の改訂は必要になってくるのではないかと受け止めております。総務省の方では「同和地区」「同和関係者」という形での問題の把握の仕方はなかなか難しいということで、まだ、国の方針は出ていないにしても一応行政面では「同和地区」「同和関係者」に限定した施策の施行は困難であるとしている。また、同和対策の問題だけでなく他にもある差別問題に組み込むという形で今後対応が進められていかれるとするならば、「同和地区」という限定しない言い方はここだけでもいろんな捉え方があるわけですから、もう少し幅をもった形で検討していく必要があるのではないのでしょうか。

表現することは姿勢にもかかわってくることで、同和地区という言葉そのものが、例えば、同和问题解決を目指す人たちというニュアンスを含んでいるというように定義そのものが非常に多くのことを包含していると思います。一方、行政側ではあくまでも行政施策の観点からとらえて「地区」と捉えているわけですから、この同和地区という言葉の中に立場立場によっていろんな捉え方をしていること自体、基本方針としては解釈の多様性が出てきてかえって問題が出てきているのではないのでしょうか。同和地区という語句を基本方針の中にこれからも残しておくことが県の出している推進指針との関連からいくと非常に限定的になりすぎるのではないかという印象があります。

「同和地区」を法の対象とする地区と考えるのであれば、法がなくなったのだからということになるのですが、法の言葉では「対象地域」という言葉が使われている。「対象地域」という言葉は、当然法がなくなれば、法が対象にする地域はなくなる。しかし、現実に同和问题が解決していない地域があって、同和问题解決を実現しようとする地域があるのならば、課題を持っている地域としての把握ができないわけではない。

同和教育の基本方針は、法が切れても同和问题を解決していく上にも絶対に必要だと思えます。推進指針を見てもみたら、同和地区という言葉がひとつも出ておりません。「地域住民」という言葉が出ているからそう変わるのかなとは思いましたが、いずれ県教委が基本方針を改訂していくにしても、「同和地区」という言葉は削除されていくのだろうと思えます。

解放令によって被差別身分の人々の呼称は全部廃止されたが、差別がなくなったかというところではない。そうすると法律がなくなって、法律が特定している言葉としての名称がなくなったとしても現実にそこに生まれてきたということによって差別を受けてきた、痛みを持ってきた人はいるわけだから、法律がなくなったので「同和地区」という言葉までなくしてしまうということが次の措置をやるためによりどころがなくなりたくないかという懸念がありはしないかとも思っています。

この13年度末をもち法が切れ、特別対策は廃止するというところでこれまで法によって行われてきました施策はしないとしながら、心理的差別は現存しておりますし、その解決に向けて取り組まなければならない教育と啓発は重要です。しかしながら教育・啓発におきましてもこれまで取り組んできたいわゆる法律に基づく施策、例えば奨学金制度でありますとか教育集会所の事業であります、そういう地域を特定するなどの限定をかけた事業は特別対策としてあったわけです。それが今後は、いっさい認められないという言い方が国の方でもなされておりますし、県の方針をつくる際にもそういう論議がありました。そういうことから考えてみますと、この基本方針の中の3段目にありますところの「同和地区住民の生活と文化の向上を図るよう配慮することが必要」と同和地区に限定をかけているわけですが、この文章がこの基本方針の中にあっているのかという論法にもなると思うんです。しかしながら、部落差別が現存し、差別解消のための施策が地域のニーズとしてあるならばそれは教育として一般対策の中でもできるだろうという考え方もあります。それから5番目の同和地区の幼児・児童・生徒についてはという項があります。これも同和地区幼児・児童・生徒についての特別な配慮が必要だということで教育集会所等における学習会もやってきたわけでありまして、ですからこれも特定をかけ、限定をしてやってきた事業ということになり、今後できないということになります。地域のニーズがあれば、そのニーズに対応できるような施策は必要だと思いますので、そのあたりをどう判断したらよいかということが問題になると思います。

施策が実施できるよう、基本方針の中でよりどころとして示されるのであれば今後も教育・啓発を進めるときの大きな拠り所となると思います。

ここで問題にしているのはいわゆる事業で、教育ということになってくると一般の事業とは別のもんじゃないかと、法がなくなったからといってそれですぐなくなる。止めていいものではない。いろいろの事業を行う場合に特定の同和地区というものを対象にしてなされておったものはなくなってくる。事業法としての同和地区という概念はここでなくなったけれども教育という観点では生かさざるを得ない。そうしないことには子どもの悩みといいますか苦しみというものがかみにくいのではないのでしょうか。

同和教育基本方針の組み立てですが、同和教育というものはすべての県民、国民全体で部落差別の解消を目指していこうというのが基本だと思う。そしてその中に学校教育でいえば同和地区児童・生徒に将来有為な社会人として生きていける力をつけるというもう一つの柱がある。そうすると同和地区児童・生徒の自立という面からすれば部落差別が現存しているという視点に立つと同和問題に起因して教育上の較差があるとすれば、それを解消していく教育活動はぜひ必要だと思います。しかしながら限定をかけた事業、特別という限定をかけた事業はできないというふうに明言されてきておりますので、そうすればどういう表現をすればそういう子どもたちに対する教育活動が展開することができ、なおかつ全ての県民をあげての部落差別の解消を目指す教育活動が展開できるのか、そのよりどころとして基本方針がどのように示されるのがよいのかということであります。

一般対策の中で今後も同和教育を推進していくためには、基本方針はどのような形が適切であるか。そのための文言等の工夫ということを課題として提起されているわけですね。一般対策になってからもレベルをさげないということですね。

推進指針には、同和問題という言葉はあっても同和地区という言葉はないですね。ですからそのこのところをここで工夫するということです。

いわゆる一般対策で的確に対応するということですので、そのためにはどういことができるかということを考えているわけです。一つの例として、基本方針と指針の関連の例えば指針の9のところですが、同和地区住民の自主的学習活動を通して云々がございますが、この部分を一般施策で対応する場合にどういう文言があるかということです。それぞれの地域課題の解決のための活動を促進する、いわゆる地域のニーズがあればそれに対応できるようなものを一般施策の中で考える必要があると思う。

地域固有の課題を解決する。どこの地域でも固有の課題があります。同和地区には同和地区の固有の課題があり、それを解決していくという表現だったらどこにも通用するのではないのでしょうか。

どこでも通用でき、どこでもそれが柔軟に対応できるような文言が必要ではないかなと思います。同和地区内においてニーズがあれば同和問題を解決するためのニーズとして人権教育行政の中で対応できるような事業が必要であると思います。

これからは法がなくなってくるということは基本的には、属人主義になって属地主義ではないですね。それは教育においては、それを大事にしていくということは問題ない。現実問題として同和地区に潜む現存する問題で非常に深刻であるということは事実である。それは地域固有の大きな問題ということで表現できる

かなという気がします。この法がなくなったということで一つの案として、地域固有の問題を重視するというような表現で真意を代弁させることができるのではないかということは、後で検討してもらおうことにします。

ここで議論することは誰が主体者なのかということです。例えば知的障害ということが言われていますけれども、その前は精神薄弱と言われておりました、これは当事者からすればとても嫌な言葉で容認できない言葉です。今問題となっている視点というのは、地対財特法がなくなることにより、「特別」というふうな言葉が使えないとしたらどうかということだと思のですが、同和地区という言葉が使われなくても、差別を受けているいろいろな差別を解消する教育や施策を必要とする地域住民という言い方でいいのではないかと思う。場面によって言葉は変わると思うが、私は今までのいろんな課題というのは、同和問題についても障害をお持ちの方についても問題を潜在化させてきたことがずっと尾を引いているんだと思います。課題というものは顕在化させておかないと違った方向へ変質していくんじゃないか。それがかえって問題解決を困難にさせていく。ですからこの言葉の問題というようなことも非常に大事にしなければならないけれども、同和地区ということも今まで非常に明確で分かりやすかったですけれども、その場面に応じた言葉を使い、ひとまとめにしていけないということも、もう一つの視点として大事ではないかと考えます。

いろいろな資料を作っていく場合に、その言葉を明記しなければいけないこともある。いろいろな言葉を使うと、あちこちいろいろな言葉が氾濫し、混乱する。みんなが見ることですから、いずれかに決めた方がいいのでは。そして、その捉え方を共通理解するという形の方がいいのかもしれない。

私は、人権とは個々の一人ひとりを大事にすることであると思う。このことは絶対必要です。もう一つ、地域の持っている課題に添えていくという両面があります。同和地区と表現されたものをどういう形で地域の課題に添えられるような表現にするかということです。それぞれ固有の課題を持った地域というのがどこでもあります。今まで同和地区と呼ばれていた地域やそこに住む人々はその歴史的な社会的ないろいろなハンディを負わされてきたその固有な課題を持った地域ということになるわけです。

「同和」という言葉がなくなっても差別ということがなくならない。だから「同和」という言葉を使ってもいいじゃないかという考え方はおかしいと思うんですね。やはり問題は同和地区の人々が「同和」という言葉を好むかどうか。これが一番問題じゃあないかと思うんですよ。実際自分たちが嫌だという言葉が使われたくない。これは基本的にはあるんじゃないかと。例えばハンセン病でもこれは病名が変わってきてるんですね。「らい」と呼ばれたくない。これは病気にかかった人々が選択してきているわけですから。やはり言葉をなくすことが基本じ

やあないかと思うんです。

そういたしますと我々としての共通理解としては、この同和教育の方針をあくまで大事にしていきましょうということです。同和教育の「同和」という言葉までなくせということになりますとちょっとこの議論の前段まで戻ってしまいました。今日のところはあくまでも、今ある基本方針を、このたび出た指針に基づいて、食い違うところがあれば、整合性を図ってくれという諮問を受けているわけでありますから、限られた土俵の中で相撲を取っているという点でやや欲求不満という気はあるかもしれませんが、その辺でひとつ御議論を願ったらありがたいと思います。

先程は法がなくなるので特別の施策はできなくなるというお話だったと思います。また、一般施策の中で対応できるものには対応していくべきだというお話があったわけですが、その一般施策の中でできる特別な対応はあるわけなんですね。同和地区の方々に対しての特別な施策というのは今後も考え得るわけですね。まったく一般法の中のなんの施策も特別にはしないというわけではないですね。

一般対策の中での的確に対応する方法を具体的に探っていかなければならないということです。あくまでも一般対策の中の特別ではございません。一般対策で特別ということになりますと特別対策ということになりますのであくまで一般対策の中で何ができるかと。例えば一つ例を挙げますと、現在、同和地区児童生徒に対して奨学金がございます。地域改善対策奨学金としてやっておりますが、平成14年以降は、国の施策はなくなります。そういうことで今後は一般の奨学制度の中で対応していくという形になるわけですが、国も県も何ができるかということについて現在、検討中です。

私の町では集会所においていろんな事業をやっています。法がまだあるので補助をいただいて事業ができています。今後、法が切れて補助がなくなったらどうするかというときに、その地区の人にこういう活動を続けてほしいかどうかと聞きましたら、ある一部の人には「もうしなくてよいのなら助かるわ」と言った人と、「いやこういうことをもっと続けてほしい、とてもいいことだからやってほしい」という人といいました。続けていくとしたら、法は切れるし、補助がないとすればどうするのか、町の方で、町の予算でそういう事業を今後改めて考えてやっていこうということにはなってきていますが、しかしながら、一般的な施策で対応していくというようなことになれば、かなり町自体が頑張ってお対応していかなければ解決しないんじゃないかなという気がします。

確かにこの機会に同和地区という言葉を使わずにこれからの同和教育ができるのであれば他の言葉にかえるということにやぶさかではないと思う。これからの同和教育をどういう形で、どういう目標をもって、どういうものを対象にその

検証し、どういう形でやるのかということとの関係が深いと思う。当面は今の言葉を使いながら国全体の動きも見たり、教育の方向を考えてみてそれで考えたらどうか。

「同和地区」という言葉については、そういったところも配慮して、ただ単にどういう言葉に言い替えるかということではないと思います。地域の要求というものを大事にしていくという観点でいけば、一人ひとりを大切にしていこうという個人の面と、地域の願いというものを吸い上げていき、一般法の中で、その地域地域の人の固有の課題に対応していくということが大切ではないでしょうか。

同和教育は人権教育の重要な柱と言われましたが、同和教育基本方針の中にはそのことが示されていません。人権教育という言葉が出てきた中で、同和教育が人権教育の重要な柱であるということを同和教育基本方針の初めの部分に入れてもらえれば、少し浮き上がってくるのではないかと思います。